

3機関の移管は最初の一步

～移管の実現に向け果断な行動を～

平成23年7月1日

関西広域連合

(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県)

国出先機関対策委員会委員長 橋下 徹

国出先機関の廃止は政府の方針

地域主権戦略大綱〈22.6.22 閣議決定〉

◇ 地域における行政は、地方自治体が自主的・総合的に実施

「国と地方の役割分担の見直しを行い、国と地方を通じた事務の集約化等によるスリム化・効率化を図りつつ、事務・権限を地方自治体に移譲することなどにより抜本的な改革を進め、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるようにする。」

◇ 国出先機関は「原則廃止」

「国の出先機関の抜本的な改革に当たっては、改革の理念に沿って、『原則廃止』の姿勢の下、ゼロベースで見直すこととし、」

◇ 地方の発意による選択的实施

「地方の発意による選択的实施による柔軟な取組を可能とする仕組みを検討・構築する。」

「広域連合など広域的实施体制の整備に応じて、事務・権限の移譲が可能となるような仕組みも併せて検討・構築する。」

アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～〈22.12.28 閣議決定〉

◇ 出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進

「出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本とする。」

まずは3機関の移管を！

〈前回のアクション・プラン推進委員会での確認事項〉

「各地域からは、移譲を希望する出先機関を具体的に選定の上、提示をいただきたい。これについては、移譲全体の姿と、当面これとこれとを欲しいと分けて提示頂くこともありうる」（23.2.17 アクション・プラン推進委員会での逢坂政務官のご発言）

- ◇ 現実的なアプローチとして、段階的な移管も厭わない。
- ◇ 今後、関西として求める移管対象を明示する。



関西広域連合は、7省12系統の出先機関*の移管を目指すが、

（*8府省15系統の出先機関から、関西が対象とならない北海道開発局、沖縄総合事務局及び個別府県への移管を求める都道府県労働局を除く）

■ まずは、次の3機関の移管を求める。

経済産業局

中小企業支援対策を中心に広域連合や府県事務と関係が深い機関で、移管により、地域で総合的な産業政策を展開できる。

地方整備局

全国知事会で最重点分野と位置づけられた直轄国道・河川等住民生活に直接影響する基本的なインフラ整備を担う機関で、地域振興・安心安全の確保に欠かせない。

地方環境事務所

山陰海岸国立公園の管理等を担う機関で、広域連合が担う山陰海岸ジオパークの推進にあたり、移管により、景観保全や地域振興など総合的な行政を展開できる。

移管の実現に向け、政府の果断な行動を！

<国出先機関の課題>

- ① 二重行政によるムダ
- ② 地域・住民ニーズに柔軟に対応できない
- ③ 住民ガバナンスの欠如

住民福祉の向上のために、
国出先機関の原則廃止と
住民により身近な地方への移管を！

- 関西広域連合で責任をもって3機関の事務・権限を引き受ける。
24年通常国会への法案提出に向け、所要の法・制度の整備を強力に推進すべき。
- 関西広域連合で独自にPT(プロジェクトチーム)を設置。
PTの調査・ヒアリングに関係省庁・出先機関が協力するよう指示を。
- 3機関の移管は第1ステップ。
他の機関の移管も今後求めるが、まずはこれら3機関の移管を通じ、
早期に改革の実をあげるべき。